

日定時制高校は課程別に各8校、盲ろう学校は、小・中・高等部別に各1校を対象校として、それぞれの学校より1学年5名宛の児童・生徒を選定し、「学資の手帳」に支出の実態を記入することになっている。

c, 期間

昭和35年4月1日から36年3月卒業、修業式前日まで

d, 経費の範囲

調査する教育費の範囲は

- (1) 生徒に学校教育を受けさせるために支出する経費。
- (2) 家庭およびその延長の場として行われる生徒の教育に支出する経費。

の二つに分けられる。

5. 調査結果

調査結果は、調査期間が前述のとおり、学校期間であるため公表の段階にいたらないが、34年度分の結果について「父兄が負担する教育費」として本県分を公表した。

B 高等学校退学者状況調査

本年はじめて実施された調査で、県が文部省に協力して行ったものである。

この調査は、昭和34年度間における高等学校生徒の退学者、転学者、原学年留置きの者および長期欠席者の状態を調査し、その実態を握ることにより、高等学校の運営改善、および生徒指導の対策樹立の資料とするものである。

調査は、学校票(A)票は

- (1) 退学者数
- (2) 原学年とめ置き者数
- (4) 長期欠席者数
- (5) 保護者の職業別在学者数

個人票(B)票では、定時制課程生徒の退学者について

- (1) 学業成績
- (2) 居住形態
- (3) 就業状態
- (4) 父母の状況
- (5) 退学理由
- (6) 保護者の職業

について調査した。

調査期日は、昭和34年4月1日から35年3月31日までの1年間の実態である。

この調査は、県教育委員会が調査票の配布、収集、審査を担当したもので、集計および結果の公表については、文部省が行うことになっている。

C 地方教育費の調査（教育行・財政調査）

この調査は、昭和24会計年度より、文部省と県教育委員会が毎年実施している共同調査であり、前年度の教育費の実態を調査し公表する教育費の考課表というべきものである。

調査の目的は、教育施策を立案し、適正な教育水準の

確保を図るために、教育費の使途と負担の関係を明らかにしてその実態を把握し、合理的判断に基く教育費算定の基準を作成する資料とするものである。

調査の対象は、全公立学校と県および地方教育委員会である。

調査の内容は次のとおりであるが、行政票を除き、各調査票とも教育費を分野別、財源別、性質別に区分し、その使途について調査している。

(1) 学校教育費の調査票

学校のために要した一切の経費

(2) 社会教育費の調査

公民館、図書館、体育施設、教育委員会が行った社会教育活動、文化財保護などに要した経費

(3) 教育行政費の調査票

教育委員会の所管する事業に要した経費

(4) 教育施設に伴う収入に関する調査

教育委員会所管に関する国費、県費の補助金、負担金、寄付金等を除いた収入額。

(5) 地方教育行政の調査票

教育委員会の調査現在日における、組織、人的構成等調査結果は、速報として地方教育委員会の予算資料（市町村教育予算編成のために）を刊行し、次いで教育費の財源、使途などに若干の分析と、結果からみた解説ならびに一部年次推移を付した報告書「教育費の実態」を刊行し、教育行政の資料とした。

D 学校設備調査（理科）

この調査は、昭和29年に統計法により第74号で指定された指定統計である。昭和35年に文部省令が改正され、調査内容および時期については、文部大臣がこれを定めることとなり、学校教育に必要な理科設備、定時制課程設備について、その現状を明らかにし、これら設備充実のための基礎資料を得る目的で、本年は、学校設備のうち、理科設備関係が調査されたものである。

調査票はA～F票にわたる。学校種別ごとおよび定時制課程の品名別で、昭和44年度末における保有数、充実（国庫補助対象、設置者負担、PTA寄付等）数、基準数以上学校で保有する数、廃棄数、不足数と、G票（各学校種別ごと）では、

- (1) 昭和29年度当初の現有額
- (2) 昭和29年度～昭和34年度末までの充実状況
- (3) 昭和34年度末現有額

が調査対象となり調査された。

この調査結果については、近く、市町村立高校、定時制課程および私立の学校を除き、数表として公表することになっている。

E 社会教育調査

この調査は、指定統計第83号による調査で、社会教育に関する基本的事項を調査し、社会教育行政上の基礎資料を得ることを目的として行なわれた。